

1 拠点整備(ハード面)に活用できる事業

①

		対象者					対象内容				窓口	備考		
		市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他	
◆地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (先進的事業整備計画分)														
【補助金】	■助成内容	市町が提案した全国的に見て先進的な事業(例:地域見守り活動等を行うための基盤整備、高齢者と障害者や子どもとの共生型施設の整備)に国が交付。 市町が当該事業の実施者に補助。												
	■助成額・融 資額	○	○	○			○	○				★市町:高齢者福祉担当課 又は介護保険担当課	※事業運営分は 運営-1参照	
	■助成件数	・30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額												
	■助成期間													
	■申込締切・ 決定時期	市町から国への整備計画提出締切は、計画年度の前年度2月末日												
■その他														

②

		対象者					対象内容				窓口	備考		
		市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他	
◆介護基盤緊急整備等特別対策事業														
【補助金】	■助成内容	市町が介護サービス等の面的な配置構想と今後実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成し、県がその計画の実施に要する施設整備費を市町に交付。 市町が計画に基づく事業の実施者に補助。												
	■助成額・融 資額	○	○	○			○	○				★市町:高齢者福祉担当課 又は介護保険担当課		
	■助成件数	・小規模多機能型居宅介護拠点/上限:30,000千円 ・認知症高齢者グループホーム/上限:30,000千円 ・認知症対応型デイサービスセンター/上限:10,000千円 ・夜間対応型訪問介護ステーション/上限:5,000千円 ・介護予防拠点/上限:7,500千円 等												
	■助成期間													
	■申込締切・ 決定時期	市町から県への整備計画提出締切は、原則、計画初年度の前年度2月末日												
■その他														

③

	対象者					対象内容				窓口	備考
	市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入		
◆グループホーム・ケアホームへの移行促進事業											
【補助金】	■助成内容	①アパート等を借り上げてグループホーム等を実施する際の初期経費(敷金・礼金)に対し助成を行う。 ②グループホーム等を設置する事業者に対し、既存建物(賃借物件に限る)のバリアフリー化等の改修費を助成する。									
	■助成額・融 資額	①入居者一人当たり132千円を上限 ②5,000千円以内(エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合は6,000千円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合は1,000千円以内)									
	■助成件数	共同生活介護・ 共同生活援助 事業者									
	■助成期間	○(2)									
	■申込締切・ 決定時期	アパート等 の借り上げ に係る敷金 等 (1)									
	■その他	★県: 障害者支援課 TEL083-933-2764									

④

	対象者					対象内容				窓口	備考
	市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入		
◆地域見守りネットワーク整備強化事業(地域活動の拠点整備)											
【その他】	■助成内容	高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設の整備に必要な初度経費(建物の改修・備品購入費等) ※但し、市町が作成する「地域見守りネットワーク整備強化事業実施計画」において、計画されている拠点整備であること。									
	■助成額・融 資額	【上限】 1拠点あたり、100万円以内									
	■助成件数	○	○	○					○	○	
	■助成期間										
	■申込締切・ 決定時期										
	■その他	事業の実施方法(市町が自ら実施、委託、補助)は、市町により異なる									

⑦

		対象者					対象内容				窓口	備考	
		市町	NPO 団体	その 他の 民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他
◆障害者福祉施設設置等助成金													
【補助金】	■助成内容	福利厚生施設(洗面場、休憩室、食堂、集会室等)を障害者が利用するために、施設の設置又は整備に要した費用を助成。											
	■助成額・融 資額	対象費用の額に1/3を乗じて得た額又は支給限度額(支給対象障害者一人につき225万円。また、同一事業所又は同一事業主の団体につき同一年度当たり2,250万円)のいずれか低い額。											
	■助成件数	○ ○ ○											
	■助成期間												
	■申込締切・ 決定時期	【申込期間】 ・第1種:施設の整備を行おうとする日の前日から起算して2か月前まで ・第2種:賃借契約を行おうとする日の前日から2か月前～契約締結日の翌日から3か月以内まで ・第1・2種共通:中途障害者は職場復帰の前日から起算して6か月以内											
■その他													

★社団法人山口県雇用開発協会
Tel083-924-6749

⑧

		対象者					対象内容				窓口	備考	
		市町	NPO 団体	その 他の 民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他
◆中山間地域重点プロジェクト推進事業 (夢プラン実現型)													
【補助金】	■助成内容	地域づくり団体等が創意と意欲を持って取り組む、中山間地域の活性化事業に対する支援。地域の夢プランに位置づけられた事業に要する経費											
	■助成額・融 資額	【助成率】1/3以内 (推薦する市町も1/3負担を基本とする。) ※対象事業費が100万円以上であることが必要											
	■助成件数	○ ○※											
	■助成期間	1年間(計画内容によって延長可)											
	■申込締切・ 決定時期	【申込締切】特になし											
■その他	【対象地域】中山間地域で実施される事業で、市町の推薦が必要。												

事業実施に必要な施設の新築や既存施設の改装経費(ハード事業に限る)

★市町:地域振興担当課
★県:中山間地域づくり推進室
Tel083-933-2549

⑨

		対象者					対象内容				窓口	備考	
		市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他
◆NPO法人サポート融資事業													
【 融 資 】	■助成内容	定款に定められている事業に必要な資金について融資											
	■助成額・融 資額	設備資金を融資 【限度額】5,000千円 【融資利率】2.0%											
	■助成件数	○※											
	■助成期間	【償還期限】5年											
	■申込締切・ 決定時期	※山口県内 に事務所が あり、法人格 取得後3年以 上(任意団体 期間通算可) 活動している NPO法人											
	■その他	・担保は不要。個人保証人が必要											
												★県：県民生活課 TEL083-933-2614	※事業運営分は 運営-19参照

⑩

		対象者					対象内容				窓口	備考	
		市町	NPO 団体	その他 の民間 団体	個人	その他	※除外	新築	改修	備品 購入			その他
◆やまぐち地域資源バンク													
【 ホ ー ム ペ ー ジ 】	■助成内容	廃校等地域で眠っている地域資源の情報や、地域資源を利用して活動している事例を情報発信し、活動拠点を見つける際に活用してもらうもの。											
	■助成額・融 資額	○ ○ ○											
	■助成件数												
	■助成期間												
	■申込締切・ 決定時期												
	■その他	【ホームページアドレス】 http://www.ymg-crb.jp/											
												★山口県立大学附属地域 共生センター高齢部門 TEL083-928-4776	